

災害救助事務取扱要領

令和 7 年 10 月

内閣府政策統括官（防災担当）

16 障害物の除去

(1) 目的・趣旨

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものを除去（以下「障害物の除去」という。）することにより、速やかに、引き続き、元の住家に住み続けられるようにするものである。

障害物の除去を円滑に実施するため、地方自治体においては、平時から、実施要領（別添5「障害物の除去実施要領（例）」参照）を定めておくとともに、あらかじめ障害物の除去を実施する事業者を指定しておくなど事前の備えを進めておく必要がある。

(2) 対象者

法による障害物の除去は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものである。その判断に際しては、次の点にご留意いただきたい。

(ア) 法による障害物の除去は、災害により受けた被害を補償するものではなく、障害物により日常生活を営むのに支障をきたす場合に、応急的に最低限必要な場所を確保するため行うものであるから、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所が対象となり、物置や倉庫等は対象とならない。

また、住家の一部に障害物が運び込まれても、日常生活を営むのに最低限必要な場所を確保できている場合や、他に被害の少ない建物を所有し、日常生活を営むのに心配のない場合には実施する必要はない。

(イ) 法による障害物の除去は、被災前の状態に戻す、いわゆる現状復旧を目的とするものではなく、主要な障害物を除去すれば一応の目的は達せられるため、その後の室内の清掃等は、法による障害物の除去には含まれない。

(ウ) 法による障害物の除去は、災害によって住家が直接被害を受けた場合を想定しているが、法の適用以前の浸水、火災時の破壊消防等による障害物であっても、現にその除去が必要であり、自らの資力では除去できない者については、対象として差し支えない。

(エ) 自らの資力では障害物を除去することができない者に該当するか否かは、都道府県又は市町村が、「災害救助法「障害物の除去」に関する申込書」（様式第1号）4 障害物の除去に関する資力確認（申出）の記載内容をもとに判断する。一定の資力があることが確認される場合であっても、ローンの有無等の個別事情も含めて勘案し、総合的に判断する。

(オ) 法による障害物の除去は、この制度の趣旨から、全焼、全壊及び流失の住家や、半焼、半壊又は床上浸水の住家を対象とする。

(カ) 法による障害物の除去は、災害発生時点においてそこに居住していた世帯に対して行うものであり、自らが所有する住家であるか、借家であるかを問わない。

【参考】佐賀県大町町の油流出被害について

令和元年8月の前線に伴う大雨においては、大町町の浸水被害により製鉄所の油が流出し、町中に油が浮流している特殊な状況に鑑み、住宅（住家の敷地（住家に隣接した庭）を含む）内に入り込んだ油は「日常生活に著しい支障を及ぼしているもの」として、障害物の除去の対象とし、特別基準として対応した。

イ 「応急仮設住宅の供与」との併給は認められないこと。

(3) 期間

法による障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了させることが原則であり、これにより難いときには内閣総理大臣への事前協議が必要となる。実施期間の設定に際しては、次の点にご留意いただきたい。

- ア 障害物の除去に要する期間が具体的に予測できる場合、又は、一定期間以上の障害物の除去が必要であることが明らかな場合は、その期間を設定する。ただし、この期間が 10 日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。
- イ アにより障害物の除去を実施する期間を具体的に定められない場合は、一旦、「災害発生の日から 10 日以内」とすること。
- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による障害物の除去を完了できない場合は、内閣総理大臣と協議の上、以下の考え方により実施期間の延長が可能である。
 - (ア) 延長すべき期間が具体的に予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - (イ) (ア) 以外の場合には、延長する期間を原則として 10 日以内で定めること。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による障害物の除去のため支出できる費用は、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり基準告示に定める額以内とする。基準額の算定に際しては、次の点にご留意いただきたい。

- ア 1 世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用は、1 世帯当たりの平均を示したものである。
- イ 特別な事情があり、全体の平均が、法による 1 世帯当たり障害物の除去のため支出できる費用の額以内で対応できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。
ただし、法による障害物の除去は、被災前の状態に戻す、いわゆる現状復旧を目的とするものではないことから、原則として、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所が、その対象となる。
- ウ 法による障害物の除去のため支出できる費用は、機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費、並びに工事等事務費等一切の経費を含むものである。
したがって、工事関係者を法第 7 条の規定による従事命令によって従事させた場合の従業者の実費弁償の額については、障害物の除去のため支出できる費用の額に含まれるものであることは住宅の応急修理の場合と同様である。
- エ 同一住家（1 戸）に 2 以上の世帯が居住している場合における障害物の除去は、1 世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用の額以内とすることは住宅の応急修理の場合と同様である。

(5) 障害物の除去に関する留意点

法による障害物の除去は、他の類似事業（災害等廃棄物処理事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助（環境省所管事業））、堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業国庫補助（国土交通省所管事業））との関係に留意して実施されたい。そのほか、次の点にご留意いただきたい。

- ア 法による障害物の除去は、通常、住家内の障害物の除去を対象としているが、住家の敷

地内についても、例えば、住家への出入口等にある障害物で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命・身体に危険を及ぼす可能性のあるもの、住家内の障害物の除去と一体的に実施することが合理的であると考えられる範囲内のものの除去は、実施して差し支えない。

ただし、道路管理者、河川管理者など障害物の除去に責任をもって取り組むべき管理責任者が別にいる場合には、それらの管理責任者が実施することとなる。また、他の補助制度等により障害物の除去が可能であるときには、当該他の補助制度等が優先して活用されることとなるので、法による障害物の除去の対象とはならない。

イ 災害により発生したごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により除去されることとされているが、同法による除去は、公衆衛生の維持向上を目的としている。宅地内における障害物の除去は、原則として、その占有者等が行うこととされているが、これらの障害物が、ア記載の状況にある場合（日常生活に支障をきたす場合、居住者等の生命・身体に危険を及ぼす可能性がある場合、住家内の障害物の除去と一体的に実施することが合理的である場合）には、宅地内から宅地外への障害物の搬出についても、法による障害物の除去の対象となる。

【参考】阪神・淡路大震災では、廃棄物の処理として、瓦礫の収集・運搬等に加え、特例的に損壊した家屋等の解体についても公費で措置することなどとし、敷地内の瓦礫等についても措置されたため、法による障害物の除去として敷地内の建物の瓦礫処理等は行われなかった。

ウ 住家内に流れ込んだ土石・竹木等の「等」には、様々なものが含まれ得ると考えられるが、例えば、車両、建具、動植物、フェンス、道路構造物、農地構造物等は対象となり得る。

これらの中には、所有者が明示的に所有権を放棄していないものも存在し得ることから、所有者の同意を得ずにこれらを廃棄（処分）することは、後に法的な問題（損害賠償責任等）に発展する可能性があることに留意されたい。

なお、流入物の保管・管理に係る費用、弁護士相談費用、損害賠償等に係る費用については、本制度による国庫負担の対象とはならない。

エ 法による障害物の除去は、応急的に最低限必要な場所を確保することを趣旨・目的としているため、その対象範囲は、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所の床上及び床下に堆積した土砂等が対象となる。

床上に堆積した土砂等を取り除く際に、併せて、床下に堆積した土砂等を取り出すことも法による障害物の除去の対象となるが、床板や下地板等を重機等により取り除く場合には、その再利用ができなくなることもあり得ることに留意されたい。

※ 床板等の再利用を検討している場合は、ボランティア等による人力での除去を実施することが望ましい。

※ 本件は、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（以下この事項において「土砂等」という。）で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（4条1項10号及び施行令2条2号）については、車両、建具、植物、フェンス、道路構造物及び農地構造物等が土砂等に含まれることや、床上の土砂等を取り除く際に併せて床下の土砂等を取り除く場合には床下の土砂等が除去の対象となることを明確化し、地方公共団体に通知するものである。

- オ 被害状況を正確に把握するため、被災自治体は、被災者や施工業者等に対し、法による障害物の除去の申請時などに、住居内の障害物の状況、積雪による住家の倒壊等について、施工前、施工中、施工後の段階に分けて、写真を撮影するよう周知徹底を図ること。
- カ 都道府県ないし市町村が業者に委託して法による障害物の除去を実施する場合は、除去の対象となる世帯ごとに業者へ委託する、一括して業者へ委託する、いずれの手法によつても差し支えない。

(6) 屋根雪の除雪

ア 屋根雪の除雪の実施

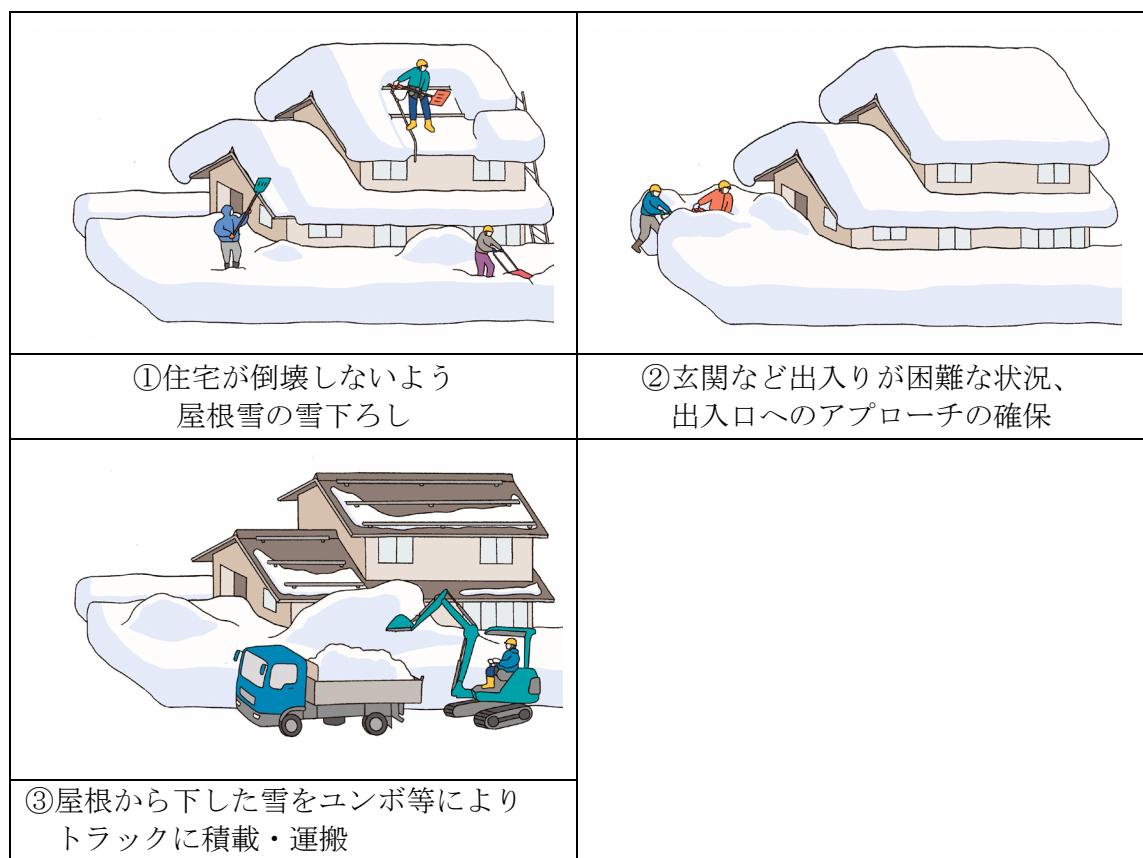
法による障害物の除去において、平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者に対しては、住家の屋根雪の除雪（雪下ろし等）の実施が可能である。除雪を行うにあたっては、日常生活に支障がない範囲内で実施すること。

イ 除雪の対象

(ア) 法による屋根雪の除雪は、住家の屋根に雪が積もって放置しておけば住家が倒壊するおそれのある場合の雪下ろしや、玄関回りの敷地に積雪があり、除去しなければ家に入りすることができない場合の敷地内の除雪等について、被災者自ら行うことが困難な場合に、都道府県（事務委任された市町村）が業者に委託するなどして実施するものである。

具体的には、

- ① 屋根雪の雪下ろし、
- ② 玄関などの出入口へのアプローチの確保、
- ③ 屋根から下した雪、玄関前の雪等を重機を使用して積載車に積載し、排雪場に運搬について屋根雪の除雪の対象としている。



(イ) 日常的な除雪を行うものではなく、あくまで、救助として当面の日常生活に最低限必要な場所を対象として実施すべきものであり、駐車場や物置や倉庫等は対象とならない。

ただし、高齢者や障害者等で日常的に車椅子等による移動が必要な者が居住する世帯や、介護事業者の送迎バス等が停車するスペースなど特に必要となる箇所がある場合は除雪の対象として差し支えない。

(ウ) また、雪害に対する除雪に際しての空き家等の取扱については、空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、住家の屋根雪の除雪（雪下ろし等）の対象に含めることは可能である。

ウ 除雪の対象となる事例

法による屋根雪の除雪の必要性が認められるのは、放置しておけば住家が倒壊するおそれがある場合や、生命・身体に危害が及ぶおそれがある場合であるが、個別の世帯ごとに具体的な状況を確認して判断される必要がある。

その判断に当たっては、以下の（ア）及び（イ）のような場合が法の救助の対象となるものであり、判断の参考とされたい。

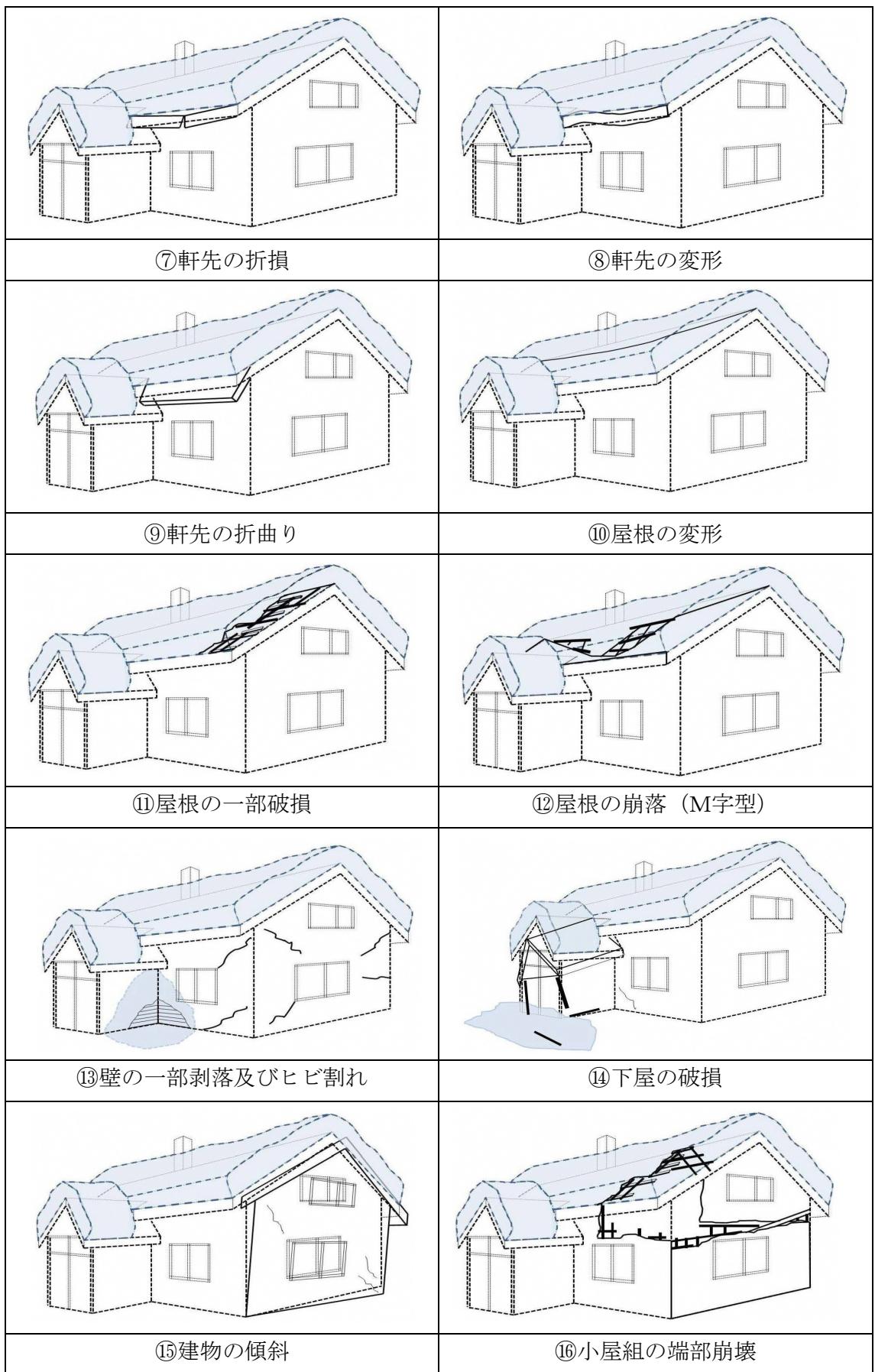
（ア）具体的な事例として、以下のような兆候が見られる場合

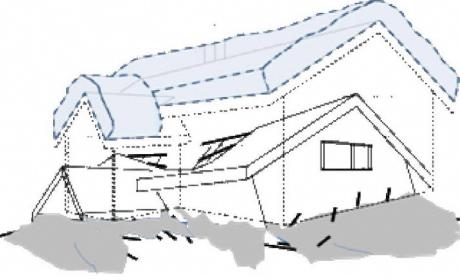
- ① 短期間の集中的な降雪等により、屋根に積もった雪の重量で住宅に軋みが生じている
- ② 大量に降り積もった雪の重みにより、玄関や住宅内の出入口の開閉に支障が生じている
- ③ 大量に積もった雪が窓硝子に寄り掛かるように密着して、窓硝子が割れるおそれがある
- ④ 屋根に降り積もった雪が地面（周囲）に積もった雪と繋がってしまい、放置すると軒の折損、窓硝子や壁面を損傷させるおそれがある
- ⑤ 住宅の側面にあるプロパンガスや給湯器が設置されている場所及び通路が雪により閉ざされ、設備（プロパンボンベやガスマーティー等）の確認・交換作業ができない
- ⑥ 既に屋根から下した雪が、住宅の側面（周辺）に大量にあり、これ以上、屋根雪を下ろすことができない

※ ここに掲載する具体例は、あくまで「事例」であり、これらに対象が限定されるものではない。

<p>①雪の重みにより、住宅に軋みが生じている</p>	<p>②雪の重みにより、住宅の出入口の開閉に支障が生じている</p>
<p>③積雪が窓硝子に密着して、窓硝子が割れるおそれがある</p>	<p>④屋根に降り積もった雪が地面に積もった雪と繋がってしまい、除雪しないと軒の折損、窓硝子や壁面を損傷させるおそれがある</p>
<p>⑤住宅の側面にあるプロパンガスや給湯器が設置されている場所及び通路が雪により閉ざされ、設備(プロパンガスボンベ等)の交換作業ができない</p>	<p>⑥既に屋根から下した雪が、住宅の側面に大量にあり、これ以上、屋根雪を下ろすことができない</p>

(イ) また、以下⑦から⑯に記載する様な損壊が生じる又は生じるおそれが迫っている場合



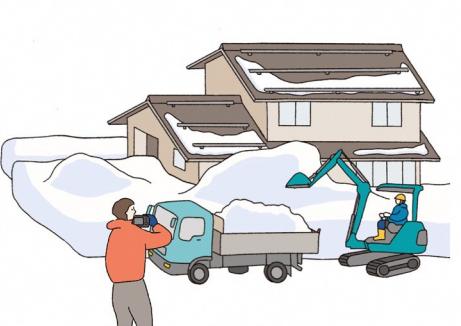
	
⑯建物の全体崩落	
資料(図) 提供: 日本建築協会北海道支部「平成25年度 特色ある支部活動企画 大雪による建物倒壊危険度判定方法の策定」(平成26年5月)	

エ 屋根雪の除雪に関する留意点

(ア) 降雪による被害について「救助の必要性」、「救助内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、原則として、屋根雪の除雪に係る除雪前、除雪中、除雪後の写真撮影をお願いしている。住宅の積雪の状況、除雪の状況等について写真撮影を行うよう周知徹底を図ること。

また、被災自治体においては申請時の被害状況を写真等により確認した上で、障害物の除去を実施すること。

なお、写真が無い場合は、別の方針により「救助の必要性」、「救助内容の妥当性」を示す事実を確認することとなるが、その場合、写真の場合と比べて資料収集の面等で困難が予想されるので留意すること。

	
屋根の雪下ろしの作業を写真撮影	屋根から下した雪をトラックに積載する様子を写真撮影

- (イ) 都道府県と市町村が業者に委託して実施する場合においては、対象世帯ごとに委託しても、一括で委託しても差し支えない。
- (ウ) なお、豪雪災害における除雪においては、特別基準を設置して除雪の実施期間を延長するだけでなく、その他の風水害や地震と異なり長期間継続する自然災害であるという特殊性を踏まえ、一度除雪が完了して実施期間を延長しなかったとしても、再び除雪の必要性が発生した時点で、除雪の実施を再開することが可能である。

(7) 障害物の除去及び屋根雪の除雪に関するQ & A

法による障害物の除去に関する基本的考え方についてQ & Aを次のとおり整理したので参考とすること。

災害救助法に基づく障害物の除去に関するQ&A

質問		回答
1	強風により自宅の屋根に庭の樹木が倒れてきた。障害物の除去で取り除いてもよいか。	直ちに倒木を処理しなければ住家がつぶれてしまう場合は対象となる。庭に樹木が倒れている、屋根に樹木が寄り掛かっているだけでは対象とはならない。
2	自宅の庭に大きな岩石が転がってきた。障害物の除去で取り除いてもよいか。	障害物の除去は、生活上欠くことのできない場所が対象であり、庭、軒先は対象外となる。ただし、岩石が住家の入口（玄関）等を閉ざしている場合は対象として差し支えない。
3	住宅内の家具や畳等を一時的に屋外に搬出する際、障害物の除去で搬出してもよいか。	住室内に運びこまれた土砂、土石、木竹の除去を対象としており、家具や畳等の搬出は対象とはならない。
4	住宅前の道路に流れてきた土砂が埃や粉じんとなり、迷惑を被っている。障害物の除去で実施してもよいか。	通常、道路管理者が撤去を実施するものであり、障害物の除去の対象とはならない。
5	大降雪により積もった雪を放置すれば住宅が潰れかねない。屋根の雪を障害物として除去してよいか。	住宅が倒壊するおそれがある場合は、緊急的に障害物の除去により雪降ろしをして差し支えない。
6	屋根から降ろした雪について排雪する場所がなく、やむを得ず排雪場まで運搬する場合、障害物の除去で対応してもよいか。	雪捨て場への雪の運搬を一律に救助の対象とすることは困難であるが、雪の運搬をしなければ被災者の生命及び身体、日常生活に支障を生じる等のやむを得ない事情がある場合など、個別の事情により判断することとなるので留意すること。
7	自宅内の障害物を除去した後、清掃や消毒は対象となるか。	清掃や消毒は、通常、居住者によってなされることとしているものであり、障害物の除去には含まない。
8	市町村職員用に購入したロープ、シャベル、スコップ、レーキ等の器具、障害物を運搬するために借り上げたトラック等を社会福祉協議会等を通じてボランティアに貸し出してもよいか。	ボランティア支援を名目として購入等した場合については、災害救助費の対象とならない。 ただし、被災者に貸し出した機械、器具、或いは市町村職員が使用していたものを、市町村社協を通じてボランティアに貸し出すことは差し支えない。
9	火山灰の除去は災害救助法の対象となるのか。	火山灰の降灰除去事業については、活動火山対策特別措置法に基づき、道路、下水道、都市排水路、公園、宅地に係る降灰除去費用の補助を行っているものと承知。 他の制度により実施することができるときには法による救助の対象には該当しない。

(8) 障害物の除去及び屋根雪の除雪に必要な書類

法による障害物の除去を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるべきものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 障害物の除去、屋根雪の除雪の状況
- ウ 障害物の除去、屋根雪の除雪に関する支出関係証拠書類

(9) NPO や民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去

令和6年奥能登豪雨により被害を受けた石川県の各市町では、技術系NPOや重機操作の資格を有する民間ボランティア団体等が、油圧ショベル、ホイールローダー、軽トラック、軽ダンプなどの重機を活用して瓦礫、土石、竹木等の撤去を行い、被災地の復旧・復興を支援した。

こうした重機は、石川県が調達し、社会福祉協議会などを通じて、NPOや民間ボランティア団体等に対し無償で貸し出された。

このほか、一部の民間企業において、NPOや民間ボランティア団体等に無償で重機を貸与する取組も行われた。

甚大な被害が発生した場合において、円滑な被災者支援等を実現するためには、NPOや民間ボランティア団体等の力が必要不可欠であり、その連携強化を図ることが重要である。このため、今後発生する災害において、被災地におけるコミュニティ確保の一環として行われる、NPOや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去について、災害救助費による国庫負担の対象として整理する。

ア 障害物除去の対象範囲

(ア) NPOや民間ボランティア団体等が、被災地におけるコミュニティ確保の一環として行う、重機を活用した障害物除去の対象は、令和6年奥能登豪雨における実例も踏まえ、以下を含むものとする。

- ① 公民館敷地とその周辺の土砂、竹木等
- ② 集会所（建設型応急住宅の集会所等は除く）敷地とその周辺の土砂、竹木等
- ③ 小学校敷地とその周辺の土砂、竹木等
- ④ 保育園や幼稚園の敷地とその周辺の土砂、竹木等
- ⑤ 農機具の救出
- ⑥ 田んぼの水路の掘り出し
- ⑦ 墓の撤去
- ⑧ 農道での土砂、竹木等
- ⑨ 地下に設けられた水路に詰まった車や木材、土砂、竹木等
- ⑩ 集会所の再生復旧
- ⑪ 神輿の救出

イ 国庫負担の対象範囲

(ア) 以下の費用を国庫負担の対象とする。

- ① 重機の賃貸借（レンタル）費用
- ② 重機の輸送費用（被災現場への運搬費）
- ③ 重機の燃料費（重機の使用に係る燃料費用）

(イ) なお、以下の費用は国庫負担の対象外である。

- ① NPOや民間ボランティア団体等に対する謝礼金や人件費、旅費、(ア)③以外の燃料費、食事代、宿泊代
- ② NPOや民間ボランティア団体等が自ら保有又は借用し、被災地に持ち込んだ重機や資機材に係る賃貸借費用、運搬費用、修繕費用

ウ 留意点

- (ア) 法による障害物の除去は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を対象としている（法施行令第2条第2号）。このため、こうしたものの除去と併せて、ア（ア）に記載する障害物を除去する場合を国庫負担の対象とする。
- (イ) 被災した都道府県においては、ア（ア）に記載する障害物の除去が、本制度の趣旨に照らして適切な救助となるよう留意すること。
- (ウ) 社会福祉協議会を通じて NPO や民間ボランティア団体等の重機の貸与ニーズを確認し、別紙様式 17-②「重機等借上管理台帳」及び様式 17-③「重機賃貸借（レンタル）料台帳」を作成すること。
- (エ) 重機の借り上げは、原則として 1 か月単位での賃貸借（レンタル）契約とする。瓦礫の除去、土石、竹木等の除去等が終了し、稼働していない重機がある場合は、社会福祉協議会を通じて今後の使用の有無を確認し、需要が無い場合には、速やかに返却すること。

また、様式 17-②及び様式 17-③は、レンタル中の重機の借り上げ、返却の状況の変動を隨時更新し、更新データを内閣府に共有すること。

- (オ) NPO や民間ボランティア団体等による活動を確認するため、別紙 17-④「活動記録」（表面・裏面）を活動時の写真を添付して作成しておくこと。
- (カ) 重機に使用した燃料費を確認するため、別紙様式 17-⑤「重機の燃料給油台帳」を作成すること。
また、NPO 等が燃料を給油した際には、給油所が発行する領収書を支払書類に添付すること。
- (キ) 都道府県等は、各様式の内容等を確認し、別紙様式 17-⑥「重機等使用管理台帳」を総括表として作成し、別紙 17-④「活動記録」と併せて保管・管理すること。

エ 必要書類

NPO や民間ボランティア団体等による障害物除去の実施に際しては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成すること。

- (ア) 重機等借上管理台帳（様式 17-②）
- (イ) 重機賃貸借（レンタル）料台帳（様式 17-③）
- (ウ) 活動記録（表面・裏面）（様式 17-④）
- (エ) 重機の燃料給油台帳（様式 17-⑤）
- (オ) 重機等使用管理台帳（様式 17-⑥）